

まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームの拡幅等の駅改良、駅空間の高度化に資する施設（保育所、観光案内所等）、バリアフリー施設の整備に対して支援を実施。

補助対象事業（事業メニュー）

駅改良であって、駅改良と併せて行う駅空間高度化機能施設又はバリアフリー施設の整備を支援

※鉄道駅バリアフリー料金制度の活用によるバリアフリー施設の整備は補助対象外

◎：主要な事業

① 駅改良事業

◎ 駅改良（利用者の利便性・安全性の向上）

- ・橋上駅舎化
- ・改札口、通路新設等の乗換利便性向上
- ・ホーム・コンコース拡幅等の利便性向上等

※ホーム拡幅による混雑緩和、改札からホームへのアクセス性向上等

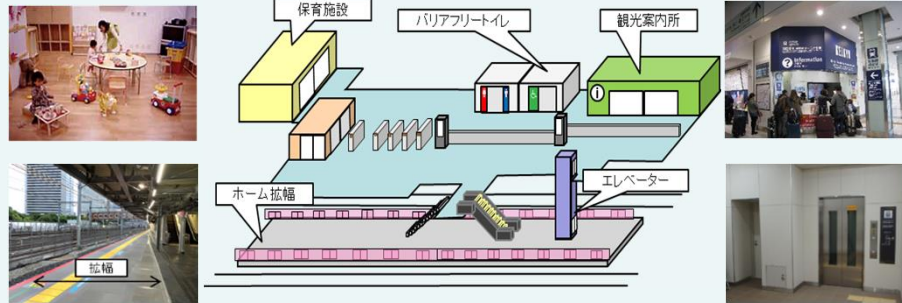
+

○ 駅空間高度化機能施設

- ・生活支援施設（保育所、病院等）
- ・観光案内施設等（観光案内所等）

○ バリアフリー施設

- ・エレベーター等



② バリアフリー事業

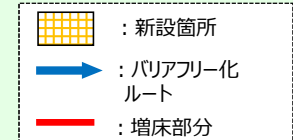
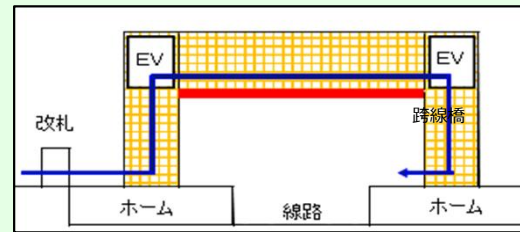
○ 駅改良（バリアフリー施設の整備に必要な改良）

- ・跨線橋、人工地盤等

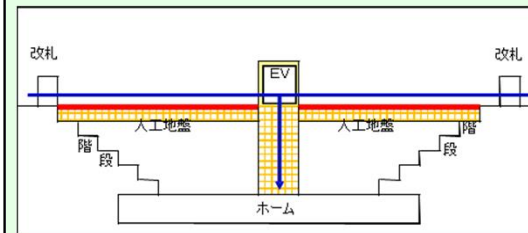
◎ バリアフリー施設

- ・エレベーター、ホームドア
- ・バリアフリートイレ等

[跨線橋新設+エレベーター設置の例]



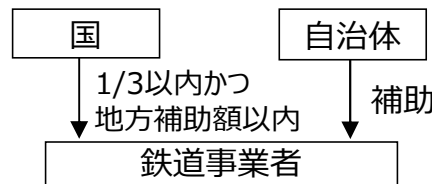
[人工地盤設置+エレベーター設置の例]



エレベーター

補助スキーム

- (1) 地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において整備計画を策定
- (2) 整備計画に基づき、鉄道事業者が、以下の事業を実施
 - ① 駅改良事業、又は、
 - ② バリアフリー事業を実施



※②について、バリアフリー基本構想に位置づけられた鉄道駅は1/2以内（令和4年度～）

※対象駅の利用者数は要件としていない。